

認可外保育施設等をご利用の方へ

～施設等利用費の給付について～

国の「幼児教育・保育の無償化」により、認可外保育施設等の保育料は、施設等利用給付（無償化）の対象となります。下記の要件等によって、施設に支払った保育料を払い戻しにより支給しますので、内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします。

対象者	子育てのための施設等利用給付認定を受け、以下の施設・事業を利用している 足立区在住の3～5歳児および住民税非課税世帯の0～2歳児の方 ・認可外保育施設(ベビーホテル、ベビーシッター、院内保育所など) ・一時預かり（区立保育所、私立認可保育所、小規模保育事業、認証保育所など） ・病児保育、病後児保育 ・ファミリー・サポート・センター事業(ファミサポ) (注) 対象施設は、足立区ホームページ（右記QRコード）でご確認ください。 以下の教育・保育施設に通園している場合は対象外 認可保育所、認定こども園(長時間)、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、 企業主導型保育施設、認証保育所、幼稚園※ ※ 一部の幼稚園については、預かり保育助成金の対象となる場合があります。 詳細については、以下の担当にお問い合わせください。 幼稚園・地域保育課 私立幼稚園第一・第二係 電話：03-3880-6147																								
給付 上限額	施設等利用費の給付上限額は下表のとおりです。 入園料、給食費、行事費、通園送迎費は対象外となりますのでご注意ください。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>認可外保育施設 定期利用補助金(※)</th><th>施設等利用費 (本制度)</th><th>補助額合計</th></tr><tr><td rowspan="3">0～2歳児 クラス</td><td>住民税課税世帯 (第1子)</td><td>対象外</td><td>対象外</td><td>対象外</td></tr><tr><td>住民税課税世帯 (第2子以降)</td><td>67,000円</td><td>対象外</td><td>67,000円</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯 (出生順問わず)</td><td>25,000円</td><td>42,000円</td><td>67,000円</td></tr><tr><td>3～5歳児 クラス</td><td>住民税問わず (出生順問わず)</td><td>20,000円</td><td>37,000円</td><td>57,000円</td></tr></table> (注) クラス年齢は、4月1日現在の児童の年齢を適用します。 (※) 本制度とは別に認可外保育施設定期利用補助金がございます。「認可外保育施設の保育料補助について」をご覧ください。	区分		認可外保育施設 定期利用補助金(※)	施設等利用費 (本制度)	補助額合計	0～2歳児 クラス	住民税課税世帯 (第1子)	対象外	対象外	対象外	住民税課税世帯 (第2子以降)	67,000円	対象外	67,000円	住民税非課税世帯 (出生順問わず)	25,000円	42,000円	67,000円	3～5歳児 クラス	住民税問わず (出生順問わず)	20,000円	37,000円	57,000円	
区分		認可外保育施設 定期利用補助金(※)	施設等利用費 (本制度)	補助額合計																					
0～2歳児 クラス	住民税課税世帯 (第1子)	対象外	対象外	対象外																					
	住民税課税世帯 (第2子以降)	67,000円	対象外	67,000円																					
	住民税非課税世帯 (出生順問わず)	25,000円	42,000円	67,000円																					
3～5歳児 クラス	住民税問わず (出生順問わず)	20,000円	37,000円	57,000円																					
請求方法	(1) 利用の流れ ① <u>施設利用前に</u>、「子育てのための施設等利用給付認定」（保育の必要性の認定）の手続きが必要です。 ※「子育てのための施設等利用給付認定」がない期間は補助対象外です。 ※「<u>子育てのための施設等利用給付認定</u>」は申請月から遡って取得することができません。 <u>必ず利用前に手続きをお願いします。</u> 詳細は足立区HP（4-2「保育の必要性の認定」）をご覧ください。（右記QRコード） ② 「子育てのための施設等利用給付認定証」が区からご自宅に届きましたら、 認定証の写しを利用施設にご提出をお願いします。 ③ 施設に保育料を支払い、（2）提出書類のイ、ウを施設からお受け取りください。 ④ 必要書類を提出期限までに到着するように区役所にご提出ください。																								

請求方法	(2) 提出書類 ア 施設等利用費請求書（6か月分ごとに1枚） 足立区HP（右記のQRコードからアクセス可）でダウンロードしていただくか、本庁舎中央館3階の幼稚園・地域保育課にてお渡ししています。 イ 領収書の写し（施設が発行） ウ 特定子ども・子育て支援提供証明書（施設が発行） エ 活動報告書（提供会員が発行） 施設利用の場合：ア・イ・ウが必要です。 ファミリー・サポート・センター事業の場合：ア・エが必要です。 (3) 提出方法 提出書類を、郵送または窓口にご提出ください。 【郵送先】 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係 【窓口】 足立区役所本庁舎 中央館3階 幼稚園・地域保育課 【支給スケジュール】 <table><tr><th>対象月</th><th>提出書類の提出期限（必着）</th><th>振込時期（予定）</th></tr><tr><td>令和7年 4月分～ 6月分</td><td>令和7年 7月15日（火）</td><td>令和7年 8月末</td></tr><tr><td>令和7年 7月分～ 9月分</td><td>令和7年10月15日（水）</td><td>令和7年11月末</td></tr><tr><td>令和7年10月分～12月分</td><td>令和8年 1月15日（木）</td><td>令和8年 2月末</td></tr><tr><td>令和8年 1月分～ 3月分</td><td>令和8年 4月10日（金）</td><td>令和8年 4月末</td></tr></table> ※ 請求は3か月ごとが原則ですが、2年以内であれば対象月以前の分と合わせて提出することが可能です。 ※ 書類不足の場合は、上記のスケジュールどおりに支給できない場合があります。	対象月	提出書類の提出期限（必着）	振込時期（予定）	令和7年 4月分～ 6月分	令和7年 7月15日（火）	令和7年 8月末	令和7年 7月分～ 9月分	令和7年10月15日（水）	令和7年11月末	令和7年10月分～12月分	令和8年 1月15日（木）	令和8年 2月末	令和8年 1月分～ 3月分	令和8年 4月10日（金）	令和8年 4月末
対象月	提出書類の提出期限（必着）	振込時期（予定）														
令和7年 4月分～ 6月分	令和7年 7月15日（火）	令和7年 8月末														
令和7年 7月分～ 9月分	令和7年10月15日（水）	令和7年11月末														
令和7年10月分～12月分	令和8年 1月15日（木）	令和8年 2月末														
令和8年 1月分～ 3月分	令和8年 4月10日（金）	令和8年 4月末														
注意事項	① 「子育てのための施設等利用給付認定」の有効期限内に限り2年前まで遡及できます。 ② 月の途中で転出入された場合は、日割りでの計算となります。 ③ 令和6年10月以降、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設は、保育料無償化の対象外となります。対象施設については、区内は足立区HP、区外はお問い合わせください。															

【注意点】（「子育てのための施設等利用給付認定」について）

- ① 必ず**施設利用前**に申請をお願いいたします。
 - ② 「利用給付認定」は**申請日より遡及して取ることはできません**。
 - ③ 「利用給付認定」には、**有効期限があります**。
- 施設等利用費の申請前に有効期限が**失効していないか**確認してください。

【補助金提出・問い合わせ先】

〒120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 中央館3階
幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係
TEL：03（3880）8013 FAX：03（3880）5703
メールアドレス：youho@city.adachi.tokyo.jp

【「子育てのための施設等利用給付認定」問い合わせ先】

〒120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 中央館3階
保育・入園課 入園第一係から第三係
TEL：03（3880）5263 FAX：03（3880）5703
メールアドレス：kodomo-unei@city.adachi.tokyo.jp